

【2025年度履修要項<大学院>】

以下のとおり訂正があります。恐れ入りますが、各自で訂正をお願いします。

訂正追加日	頁	訂正内容	変更前	変更後
2025年3月14日	7 下から2行目	課程修了の認定並びに学位 及びその授与	第9条の4 第9条の2及び第9条の3により修得したものとみなす単 位数は、併せて10単位を超えないものとする。	第9条の4 第9条の2及び第9条の3により修得したものとみなす単 位数は、併せて 15単位 を超えないものとする。